

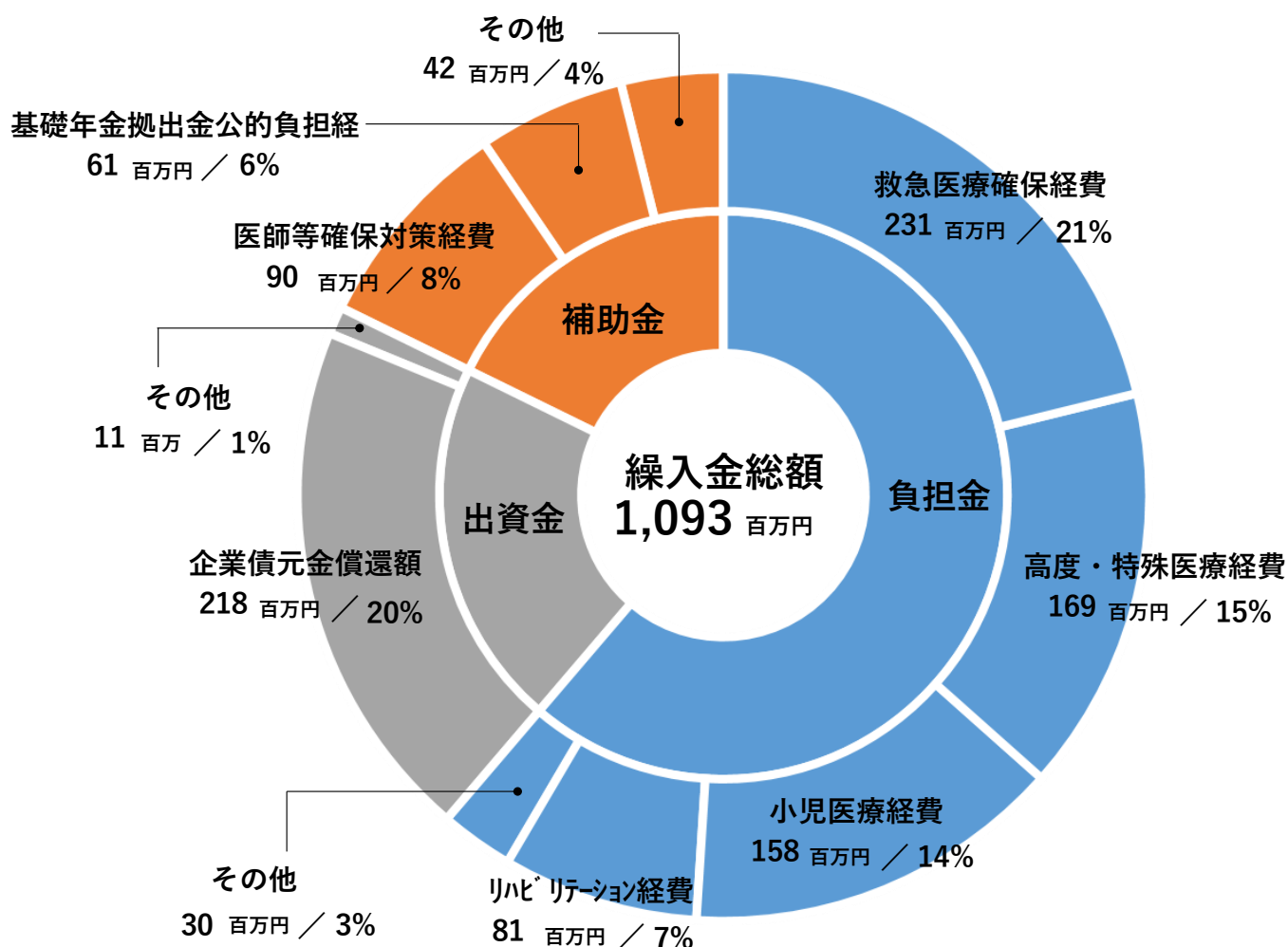
市（一般会計）からの繰入金の状況

一般会計負担の考え方

- ・ 公営企業は、独立採算制を原則とすべきものですが、地方公営企業法では「その性質上経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費」及び「性質上能率的な経営を行なってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費」については、補助金、負担金、出資金、長期貸付金等の方法により、地方公共団体の一般会計において負担するものとされています。
- ・ 中央病院が公立病院としての役割を果たしていく上で、一般会計が負担する経費の内容については、毎年度、総務省が示している繰出基準の考え方に従い、市と協議のうえ決定しています。

※なお、繰出基準に基づき、一般会計が繰出しを行ったときは、その一部について地方交付税措置があります。

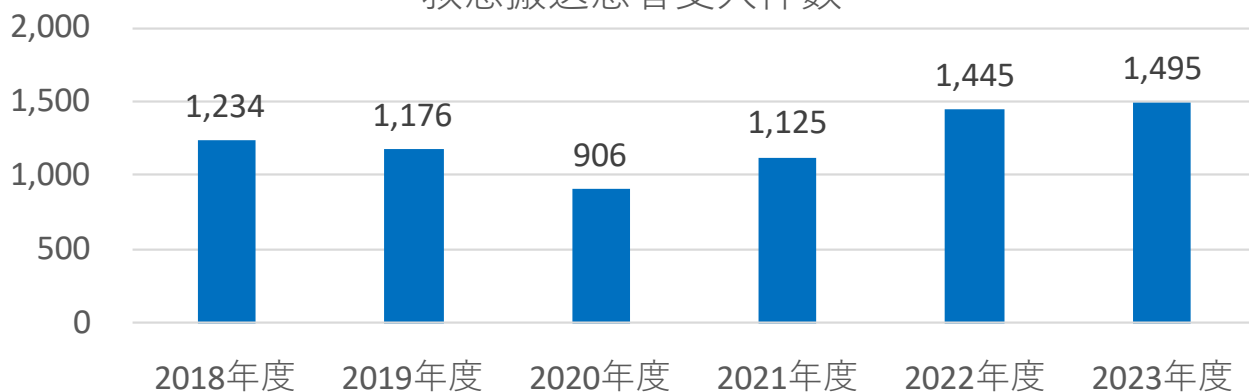
令和5年度の状況



繰入金の内訳 （１）負担金

■ 救急医療確保経費	231 百万円
・ 繰出基準	医師等の待機及び空床の確保等救急医療の確保に必要な経費に相当する額（小児救急医療を除く）
・ 主な対象経費	業務に従事する職員の人件費／空床確保に係る経費

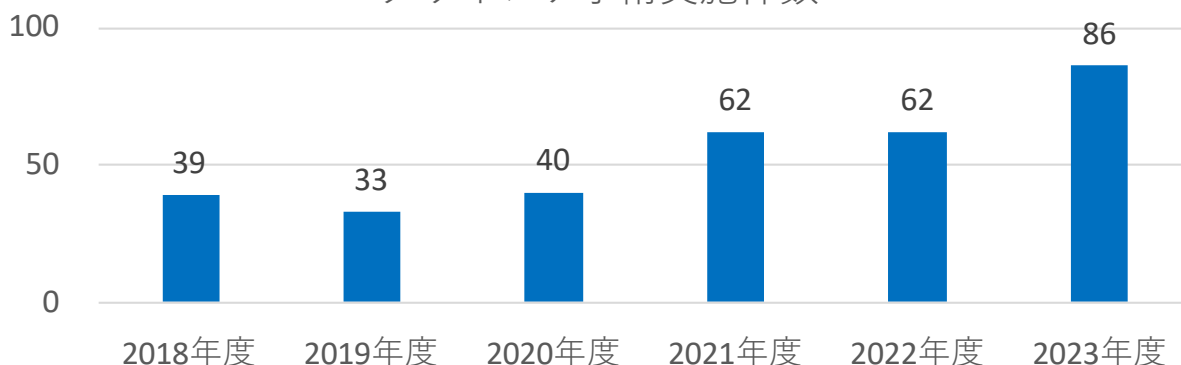
救急搬送患者受入件数



（参考）当院の救急医療体制については [こちら](#)

■ 高度・特殊医療経費	169 百万円
・ 繰出基準	高度な医療の実施に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額
・ 主な対象経費	放射線治療機器（リニアック）、手術支援ロボット（ダヴィンチ）等にかかる経費

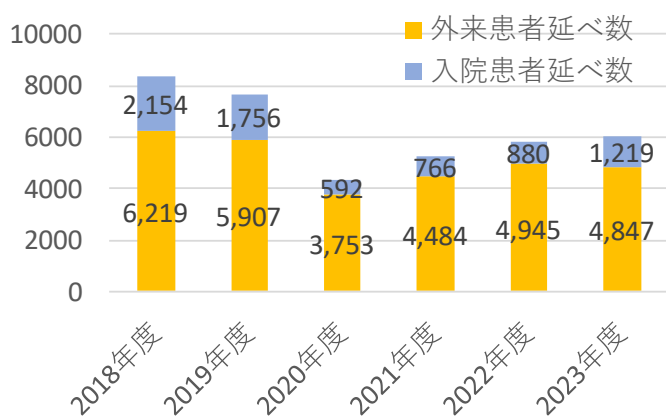
ダヴィンチ手術実施件数



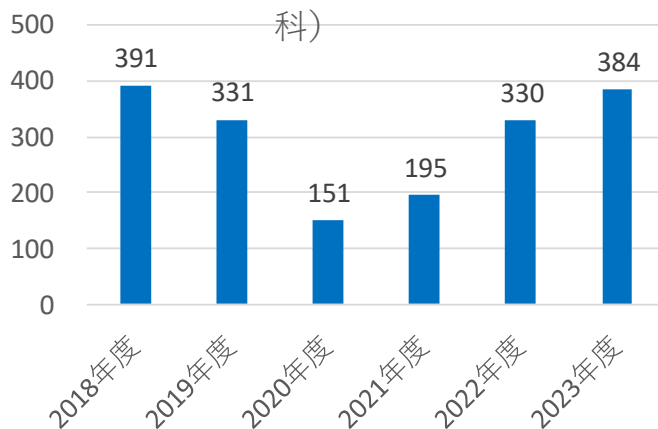
（参考）当院のロボット手術センターについては [こちら](#)

■ 小児医療経費	158 百万円
・ 繰出基準	小児医療の用に供する病床の確保に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額
・ 主な対象経費	小児救急業務に従事する職員の人件費／空床確保にかかる経費

入院、外来患者延べ数（小児科）



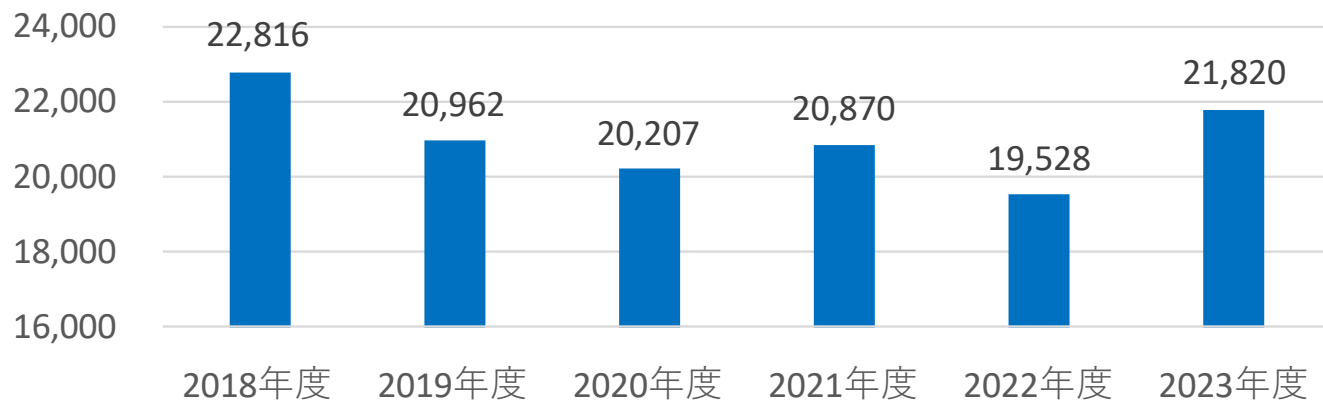
救急搬送患者受入件数（小児科）



（参考）当院の小児科については [こちら](#)

■ リハビリテーション経費	81 百万円
・ 繰出基準	リハビリテーション医療の実施に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額
・ 主な対象経費	リハビリテーション医療に従事する職員の人件費

リハビリ実施件数



（参考）当院のリハビリテーション科については [こちら](#)

繰入金の内訳 （２）出資金、補助金

■ 企業債元金償還額	<出資金> 218 百万円
・ 繰出基準	病院の建設改良費及び企業債元利償還金のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額
・ 主な対象経費	建設改良費及び企業債元利償還金の 2 分の 1

■ 医師等確保対策経費	<補助金> 90 百万円
・ 繰出基準	医師の勤務環境の改善に要する経費の一部及び医師等の派遣を受けることに要する経費
・ 主な対象経費	医師事務作業補助員にかかる人件費、医師の派遣を受けることに要する経費

■ 基礎年金拠出金 公的負担経費	<補助金> 61 百万円
・ 繰出基準	職員に係る基礎年金拠出金に係る公的負担額
・ 主な対象経費	職員の基礎年金拠出金公的負担にかかる経費

基準外繰入金について

- 中央病院では、総務省の繰出基準以外に一般会計が負担する経費（基準外繰入金）についても、市と協議のうえ決定しており、令和 5 年度の内容は下記のとおりです。

- ・ 企業債元利償還金に係る経費の 1 / 2 1 億 913 万円
- ・ 建設改良費に係る経費の 1 / 2 572 万円
- ・ 退職手当に係る経費の 2 / 3 1,011 万円
- ・ 県立西宮病院との統合関連経費のうち、病院事業会計で執行すべき経費 13 万円